

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の改正を踏まえた基本指針の改正等について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律 概要

(改正後の題名：医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律)

[該当条項]

背景

令和3年に制定された本法律により、医療的ケア児が保育園や学校へ通いやすくなるなど、18歳未満の児童に対する必要な支援は徐々に整ってきている。一方で、①医療的ケア児の成長等を踏まえた支援対象の拡大（同様の支援を必要とする重症心身障害者についても支援対象とする）、②レスパイト・就労支援等の支援施策の充実、③医療的ケア児支援センターの強化など、この間に明らかになった新たな課題に対応するための法改正が必要とされた。

基本理念の充実

- 基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むこと〔3条1項〕
- 18歳に達した後等も、切れ目なく適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら、希望する地域において日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること〔3条3項〕

支援対象の拡大・支援施策の充実等

1 医療的ケア児の成長等を踏まえた支援対象の拡大

- 医療的ケア児等（右記②・③の者）
 - 重症心身障害者
- を支援対象に追加〔2条3項・4項〕

【医療的ケア児等】

- ① 医療的ケア児
- ② ①であった者であって、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であるもの
- ③ 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であり、かつ、これにより自立した日常生活又は社会生活を営むことが困難な状態にある者

【重症心身障害者】 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者（そのうち児童である者は重症心身障害児）

2 支援施策の充実

【保育・教育等】 ①^{かくたん}喀痰吸引等を行うことができる介護従事者の配置〔9条2項・3項、10条2項〕、

②社会的養護体制の拡充〔9条の2〕、③生涯学習の推進〔10条3項〕

【生活・就労等】 ①日常生活支援（レスパイト・通学支援等）〔11条〕、②切れ目ない医療の提供〔11条の2〕、

③就労支援〔11条の3〕、④住居の確保〔11条の4〕、⑤ピアサポート〔12条2項〕

【人材確保等】 ①支援に係る研修の実施方法の見直し〔20条〕 ②医療的ケアの提供の在り方の見直し〔20条の2〕

3 医療的ケア児等支援センターの強化等〔14条〕

- ① 都道府県知事に加え、指定都市、中核市その他の政令で定める市、特別区の長も設置可
- ② 進行性の疾病を有する者等についても相談支援の対象
- ③ 災害時への備え・対応

そのほか、「医療的ケア児等支援地域協議会」の新設（協議会の協議結果について尊重義務）〔18条の2〕

【その他】 支援に関して講じた施策に係る公表等（国・地方公共団体）〔8条の2〕、地域格差の是正のための検証等〔22条〕

【施行】 令和9年4月1日 【見直し】 この法律の施行後3年

施行令の制定及び基本指針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）の改正について

施行令の制定について

- 改正法により、都道府県に加え、指定都市、中核市その他の政令で定める市、特別区の長も、医療的ケア児等支援センター等について、設置可とすることとされたことを踏まえ、都道府県、指定都市、中核市、特別区が本規定の対象となるよう、必要な法令上の手当を行う。

（医療的ケア児等支援センター等）
第十四条 都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市その他の政令で定める市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の長は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以下この章及び第二十二条第一項において「医療的ケア児等支援センター」という。）に行わせ又は自ら行うことができる。
一～六 （略）

基本指針の改正について

- 医療的ケア児等支援センターの名称変更、設置できる主体の追加、支援対象者の拡大及び業務内容の拡充並びに医療的ケア児等支援地域協議会の新設等に伴い、これらを踏まえた改正を行う。

- （具体的な改正内容）
- ・ 医療的ケア児支援センターを医療的ケア児等支援センターとし、医療的ケア児等支援センターの支援対象として、医療的ケア者や重症心身障害児者を追記する。
 - ・ 医療的ケア児等支援センターの業務として、個別避難計画の作成についての協力及び災害時における市町村と連携した情報の提供等を追記する。
 - ・ 医療的ケア児等支援センター及び医療的ケア児等支援地域協議会については、都道府県で設置する必要があることに加え、改正法の趣旨を踏まえ、指定都市、中核市及び特別区においても、都道府県の取組とも連携を図りながら、地域の実情を踏まえつつ、必要に応じてこれらを設置することにより、地域における医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する総合的な支援体制を推進することが重要である旨を記載する。
 - ・ 成果目標について、都道府県においては、協議の場に代えて、医療的ケア児等支援地域協議会を設置することを基本とすることとする。
- その他、法改正に伴い法令上必要な手当を行う。

施行日

- 令和9年4月1日

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部 を改正する法律附帯決議（令和8年7月10日）

【衆議院地域・こども・デジタル委員会】

- 一 医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援施策の充実、医療的ケア児等支援センターの機能の強化並びに医療的ケア児等支援地域協議会の設置について、必要な支援を行うこと。
- 二 医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援を適切に実施することができるよう、看護師等のほか、喀痰(かくたん)吸引等を行うことができる介護従事者等の人材を確保するための必要な対策を講ずること。
- 三 医療的ケア児等及び重症心身障害者の職場及び通勤中における介護について、現在実施している雇用と福祉の連携による取組の実施状況等を踏まえ、社会参加の観点も含め、支援の在り方について検討すること。
- 四 医療的ケア児等及び重症心身障害者が保護者の付添いがなくとも通学できるよう、引き続き必要な支援を行うこと。
- 五 医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援は、広域的な視点で取り組むことが重要であり、とりわけ切れ目ない医療の提供や地域格差の是正については、都道府県が各圏域における看護師等の専門人材の確保や施設の整備・充実に関して積極的に取り組むことが可能となるよう、必要な支援を行うこと。
- 六 医療的ケア児等コーディネーターが、医療的ケア児等支援センターにおいてその専門性を発揮できるよう、必要な措置を講ずること。
- 七 喀痰吸引等研修について、様式の見直し等による事業者の負担軽減を検討すること。
- 八 関係省庁において、先行する優良事例の共有を行うなど、地方公共団体においても各施策が円滑に実施されるよう、努めること。
- 九 強度行動障害の状態にある者やその家族についても、その支援体制の整備が課題となっている現状を踏まえ、強度行動障害の状態にある者やその家族が地域で安心して暮らしていけるようにするための支援体制の整備を推進すること。また、医療的ケア児等又は重症心身障害者に該当しない者であって、医療的ケア児等及び重度心身障害者への支援と同様の支援が必要と考えられるものに関する支援についても、必要な検討を行っていくこと。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律附帯決議（令和8年7月22日）

【参議院こども・子育て・若者活躍に関する特別委員会】

- 一 医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援施策の充実、医療的ケア児等支援センターの機能の強化並びに医療的ケア児等支援地域協議会の設置について、必要な支援を行うこと。
- 二 医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援を適切に実施することができるよう、看護師等のほか、喀痰(かくたん)吸引等を行うことができる介護従事者等の人材を確保するための必要な対策を講ずること。
- 三 医療的ケア児等及び重症心身障害者の職場及び通勤中における介護について、現在実施している雇用と福祉の連携による取組の実施状況等を踏まえ、社会参加の観点も含め、支援の在り方について検討すること。
- 四 医療的ケア児等及び重症心身障害者が保護者の付添いがなくとも通学できるよう、引き続き必要な支援を行うこと。
- 五 医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援は、広域的な視点で取り組むことが重要であり、取り分け切れ目ない医療の提供や地域格差の是正については、都道府県が各圏域における看護師等の専門人材の確保や施設の整備・充実に関して積極的に取り組むことが可能となるよう、必要な支援を行うこと。
- 六 医療的ケア児等コーディネーターが、医療的ケア児等支援センターにおいてその専門性を発揮できるよう、必要な措置を講ずること。
- 七 喀痰吸引等研修について、様式の見直し等による事業者の負担軽減を検討すること。
- 八 関係省庁において、先行する優良事例の共有を行うなど、地方公共団体においても各施策が円滑に実施されるよう、努めること。
- 九 強度行動障害の状態にある者やその家族についても、その支援体制の整備が課題となっている現状を踏まえ、強度行動障害の状態にある者やその家族が地域で安心して暮らしていけるようにするための支援体制の整備を推進すること。また、医療的ケア児等又は重症心身障害者に該当しない者であって、医療的ケア児等及び重度心身障害者への支援と同様の支援が必要と考えられるものに関する支援についても、必要な検討を行っていくこと。